

セーフティネット支援対策等事業実施要綱の新旧対照表

改 正 後	現 行
セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 (略) 2 本事業の実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉協議会(以下「社協」という。)等、<u>各事業の実施要領による。</u> 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を	セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 (略) 2 本事業の実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉協議会(以下「社協」という。)等<u>とする。</u> 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 地域福祉増進事業 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を

(改正後)

(現行)

支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

ア 地域福祉基盤整備事業

(ア)(略)

(イ)(削除)

支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

ア 地域福祉基盤整備事業

(ア)(略)

(イ)福祉・介護人材確保緊急支援事業

a 福祉・介護人材確保に係る企画委員会設置運営事業

福祉・介護人材確保に資するための事業が、地域の実情を踏まえより効果的に実施されるよう、都道府県において、関係機関・団体等からなる企画委員会を設置運営する事業。

b 福祉・介護人材定着支援事業

就労して間もない福祉・介護従事者に対し、巡回相談等により個々にフォローアップを行い、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する事業

(改正後)

(現行)

(イ) 福祉人材確保推進事業 (略) (ウ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (略) <u>(エ) 都道府県喀痰吸引等研修事業</u> <u>介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するための研修を行う事業。</u> (オ) ~ (ク) (略) イ (略) ウ 地域福祉等推進特別支援事業 「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題	<u>c 実習受入施設ステップアップ事業</u> <u>優良や実習施設を中心として、他の実習施設とともに、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携を促進する事業</u> (ウ) 福祉人材確保推進事業 (略) (エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (略) (オ) ~ (ク) (略) イ (略) ウ 地域福祉等推進特別支援事業 「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題
---	---

(改正後)

(現行)

の解決を目指す先駆的・試行的取組、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定者に対する自立支援の取組、<u>地域人材の活用を促進する取組</u>に対する支援を行う事業。 エ～オ (略) カ 地域生活定着促進事業 <u>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等、と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る。</u> (4)～(5) (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。 (1)～(2) (略)	の解決を目指す先駆的・試行的取組、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定者に対する自立支援の取組に対する支援を行う事業。 エ～オ (略) カ 地域生活定着支援事業 <u>高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者が地域において安定した生活を送ることができるようにするため、全国に「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービス等につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める事業。</u> (4)～(5) (略) 4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。 (1)～(2) (略)
---	--

(改正後)

(現行)

(3) 地域福祉増進事業 ア (略) (削除) イ 福祉人材確保重点事業実施要領(別添4) ウ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領(別添5) エ 都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領(別添6) オ～ス (略) セ 地域生活定着<u>促進</u>事業実施要領(別添17) (4)～(5) (略) 5 (略) (別添1) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領 1 (略) 2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限	(3) 地域福祉増進事業 ア (略) イ <u>福祉・人材確保緊急支援事業実施要領(別添4)</u> ウ 福祉人材確保重点事業実施要領(別添5) エ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領(別添6) オ～ス (略) セ 地域生活定着<u>支援</u>事業実施要領(別添17) (4)～(5) (略) 5 (略) (別添1) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領 1 (略) 2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限
---	--

(改正後)

(現行)

る。)とする。ただし、3(9)の事業については、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)等も実施主体とすることができる。なお、実施主体が適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1)～(7) (略)

(8) 社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成23年3月31日社援保発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、NPO法人、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯等の子どもの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

(9) (略)

る。)とする。

3 事業内容

(1)～(7) (略)

(8) 社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成23年3月31日社援保発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

(9) (略)

(改正後)

(現行)

(1 0) 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業(自立支援におけるトランポリン機能の強化) 「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業(自立支援におけるトランポリン機能の強化)」(平成24年4月5日社援保発0405第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、生活保護受給者及び生活保護に至る可能性のある者を対象に、日常生活習慣の改善、就労のための基礎技能習得、個別求人開拓等を総合的に実施する事業。 (1 1) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 上記(1)から(1 0)までの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。 (別添 2) 生活保護適正実施推進事業実施要領 1 (略) 2 (1) ~ (2) (略) 3 事業内容	(1 0) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 上記(1)から(9)までの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。 (別添 2) 生活保護適正実施推進事業実施要領 1 (略) 2 (1) ~ (2) (略) 3 事業内容
---	--

(改正後)

(現行)

(1)(略) (2) 生活保護適正化事業 ア～イ (略) ウ <u>医療扶助適正実施推進事業</u> <u>後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、福祉事務所に医療扶助相談・指導員を配置すること等により、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行うなど医療扶助の適正化を図る。</u> エ 居宅介護支援計画点検等強化事業 (略) オ 認定等事務適正化事業 (略) カ 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業 (略) キ 関係職員等研修・啓発事業 (略) ク 教務効率化事業 (略) ケ 町村福祉事務所設置推進支援事業 (略) コ その他適正化事業 (略) 上記アからケまでの事業以外で生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化に資する事業 4 その他 (1) 上記 3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実	(1)(略) (2) 生活保護適正化事業 ア～イ (略) ウ 居宅介護支援計画点検等強化事業 (略) エ 認定等事務適正化事業 (略) オ 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業 (略) カ 関係職員等研修・啓発事業 (略) キ 教務効率化事業 (略) ク 町村福祉事務所設置推進支援事業 (略) ケ その他適正化事業 上記アからクまでの事業以外で生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化に資する事業 4 その他 (1) 上記 3 (2) アの「生活保護特別指導監査事業」の実
--	---

(改正後)

(現行)

施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事前準備

(ア) 当該事業の対象となる福祉事務所の選定に当たっては、前年度の監査において、実施水準が低いなど、特に重点的に指導が必要な福祉事務所を選定すること。

(イ) 当該福祉事務所の現状及び課題について事前検討を行い、重点的着眼点を策定すること。

(ウ) 監査体制については、重点的着眼点に応じ、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めること。

イ 一般指導監査

(ア) 検討対象ケースを選定する上では、あらかじめ策定した重点的着眼点を踏まえること。

施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 一般指導監査

(ア) ケース検討数は、全ケース数の概ね 20 % を目途に実施すること。

その対象ケースは、自立支援の推進、不正受給防止対策の徹底の観点から、稼働年齢層の者がいる世帯及び暴力団関係者等関連ケースなどを重点的に抽出するとともに、他法他施策の適正な活用の観点から、年金受給の可否の検討状況の確認のために、高齢者世帯及び障害者世帯についても対象とすること。

なお、暴力団関係者等関連ケースは全ケースを検

(改正後)

(現行)

(イ)(ア)によるケース検討の結果、是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。	<u>討すること。</u> <u>さらに、年金受給の可否の検討状況の確認を行うため、これに精通する者を雇い上げる経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものであること。</u> <u>(イ) ケース検討数の外に、面接相談の取扱い(申請に至らなかったケース) 保護廃止時の取扱い(辞退による廃止ケース、指導指示違反による廃止ケース、その他、廃止の適否が疑われるケース)に係る指導援助が適切であるかを事項別検討として実施する場合は、(ア)の個別ケース検討数は概ね15%とし、事項別検討分は残り5%相当として取り扱って差し支えないものとする。</u> <u>(ウ)(ア)によるケース検討の結果、是正改善を要するケース及び自立が期待されるケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。</u> <u>また、(イ)の事項別検討の結果、面接相談、申請及び保護廃止時の指導援助が不適切である場合には、所長等幹部職員に対して指導を徹底するとと</u>
--	---

(改正後)

(現行)

(ウ)一般指導監査終了後、当該福祉事務所の抱えている問題点の分析及びその改善方策について、組織的に検討するとともに、特別指導、確認監査の方針を決定すること。

(エ)(略)

ウ 特別指導

一般指導監査終了後、当該福祉事務所の問題事項にかかる対応状況の把握及び指導のため、ヒアリング、巡回指導等の特別指導を実施すること。

エ 確認監査

確認監査は、ケース指導台帳に登載したケース及びその他の問題点の是正状況等の確認を行うため、一般指導監査終了後6か月以上経過した後に実施すること。この場合、是正点の改善状況は一般指導監査の是正結果報告を確認監査実施前に徴し、これに基づき実施すること。なお、確認監査後においても必要があれば、再度特別指導を行うこと。

オ 実施後の措置

上記アからエの一連の取組の後、指導監査手法の検

もに、文書により具体的改善内容を指示すること。

(エ)(略)

イ 特別指導

一般指導監査終了後福祉事務所の問題事項にかかる対応状況の把握及び指導のため、ヒアリング、巡回指導等の特別指導を実施すること。

ウ 確認監査

確認監査は、ケース指導台帳に登載したケース及びその他の事項別問題点の是正状況等の確認を行うため、一般指導監査終了後概ね6か月後に実施すること。この場合、是正点の改善状況は一般指導監査の是正結果報告を確認監査実施前に徴し、これに基づき実施すること。なお、確認監査後においても必要があれば、再度特別指導を行うこと。

(改正後)

(現行)

<u>討を行い、より適切な指導監査手法を確立すること。</u> <u>カ</u> その他 (ア)～(ウ)(略) (2)～(3) (略) (別添3) 民生委員・児童委員研修事業実施要領 1 (略) 2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県社協、指定都市社協、社会福祉法人又は<u>N P O</u>法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3～5 (略) (別添4)(削除)	<u>エ</u> その他 (ア)～(ウ)(略) (2)～(3) (略) (別添3) 民生委員・児童委員研修事業実施要領 1 (略) 2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県社協、指定都市社協、社会福祉法人又は<u>特定非営利活動</u>法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 3～5 (略) <u>(別添4)</u> <u>福祉・介護人材確保緊急支援事業実施要領</u>
--	---

(改正後)

(現行)

(削除)	<u>1 福祉・介護人材確保に係る企画委員会設置運営事業</u> <u>(1) 目的</u> <u>福祉・介護人材確保に資するための事業が、地域の実情を踏まえた総合的な対応をすることにより、事業がより効果的に実施されるよう、企画委員会を設置し、管内における福祉・介護人材の動向を踏まえた課題の整理や、事業の具体的実施方法の検討等を行うことを通じて、福祉・介護人材確保の各種施策を推進することを目的とする。</u> <u>(2) 実施主体</u> <u>実施主体は都道府県とする。</u> <u>(3) 事業内容</u> <u>ア 企画委員会は、次に掲げる個人、団体等に広く参加を呼びかけ、組織するものとする。</u> <u>(ア) 都道府県福祉人材センター</u> <u>(イ) 福祉・介護事業者団体</u> <u>(ウ) 介護福祉士・社会福祉士等による職能団体</u> <u>(エ) 都道府県教育委員会や中学・高校、介護福祉士養成施設等の教育関係者</u>
-------------	--

(改正後)

(現行)

(削除)	<u>(オ) 公共職業安定所、都道府県労働局等の労働関係機関</u> <u>(カ) 都道府県介護労働安定センター支部</u> <u>(キ) 学識有識者</u> <u>(ク) 人材定着支援アドバイザー</u> <u>(ケ) その他、都道府県が必要と認める者</u> <u>イ 企画委員会は、前項に掲げる多様な関係者により構成されるものであることから、幅広い観点に立って意見交換・検討を行い、地域の課題解決を進めていくものとする。</u> <u>なお、具体的には、次に掲げるような項目について検討を行うものとする。</u> <u>(ア) 管内の福祉・介護人材の動向を踏まえた現状の課題</u> <u>(イ) 現状の課題を踏まえた福祉・介護人材定着支援事業や、実習受入施設ステップアップ事業、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金等による事業の具体的実施方法</u> <u>(ウ)(イ)の実施に当たっての関係各機関の支援のあり方</u> <u>(エ) その他管内における福祉・介護人材確保のため、福祉・介護人材定着支援事業等以外に必要と考えられる取組</u>
-------------	--

(改正後)

(現行)

(削除)	<u>(4) 留意事項</u> <u>ア 従事者の受給や就業状況を把握した上で、効果的に関連施設が推進されるよう、広域的な観点に立って、前項(3)アに掲げる各個人、団体が連携し、福祉関係に留まることなく、労働、教育施策を含めた総合的な取組が推進されるよう努めること。</u> <u>イ 総合的な福祉・介護人材確保対策を講じることの趣旨について、管内の市区町村、関係団体、地域住民に対しても幅広い周知に努めること。</u> <u>ウ 本事業は、平成21年度から平成23年度までの3年間の要求であるため、積極的かつ計画的に実施すること。</u> <u>2 福祉・介護人材定着支援事業</u> <u>(1) 目的</u> <u>就労して間もない福祉・介護従事者等に対し、巡回相談等により個々にフォローアップを行い、業務上の悩み、労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援することを目的とする。</u>
-------------	---

(改正後)

(現行)

(削除)	<u>(2) 実施主体</u> 実施主体は、都道府県とする。 ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。 <u>(3) 事業内容</u> 実施主体は、本事業を実施するため、人材定着支援アドバイザーを設置し、以下の事業を実施する。 ア 就職して間もない福祉・介護従事者等の定着が図られるよう、職場への定期訪問や随時相談により、業務上の悩み、労働環境、人間関係等に関する相談に応じ、適切な助言・指導を行う。 イ 訪問、相談等の結果を踏まえ、施設・事業者に対し、労働環境の整備等の定着支援のための助言・指導等を行う。 <u>(4) 実施上の留意事項</u> ア 人材定着支援アドバイザーは、就労して間もない福祉・介護従事者等の定着の支援及び施設・事業所に対する助言・指導を行うものであることから、福祉・介護業務に精通し、専門的な知識経験を有する者をアドバイザーとして委嘱する。 イ 訪問、相談等の結果を施設・事業所に伝達するため、
-------------	---

(改正後)

(現行)

(削除)

フォローアップ会議等を開催し、労働環境の改善に係る助言・指導等を実施する。

ウ 本事業は、平成21年度から平成23年度までの3年間の要求であるため、積極的かつ計画的に実施すること。

3 実習受入施設ステップアップ事業

(1) 目的

介護福祉士等の養成課程における実習は、学習した介護技術等の知識を実際に体験し、その技能を身につけるものであるが、現在、実習施設指導者を養成する講習会は実施されているものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況にある。

このため、優良な実習施設を中心として、他の実習施設とともに、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携を促進することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又

(改正後)

(現行)

(削除)	<u>は一部を委託することができる。</u> <u>(3) 事業内容</u> <u>実施主体は、本事業を実施するため、一定の要件を満たす優良な実習施設を選定し、当該優良施設を中心に他の実習施設とともに、実習指導のレベル向上と実習施設間の連携向上を図るため、以下の事業を実施する。</u> <u>ア 養成施設等の実習生を受け入れる施設のうち、豊富な実習受入実績、利用者・家族へのコミュニケーション支援、多職種協同によるサービスの実践などを行っている優良な養成施設を選定する。</u> <u>イ 優良な実習施設は、他の実習施設とともに、実習指導のレベル向上を図るための事例報告会、研修会・講習会等を開催する。</u> <u>ウ 研修会・講習会等をより効果的なものにするため、参加施設からの相談に応じ、必要なアドバイスを行う。</u> <u>(4) 留意事項</u> <u>ア 実習指導のレベル向上を図るための事例報告会、研修会・講習会は、例えば、介護等実習指導の方法に関する研修、介護や実習等に関する実践報告会、最新の</u>
-------------	---

(改正後)

(現行)

(別添4) 福祉人材確保重点事業実施要領 1 都道府県福祉人材確保センターが行う福祉人材確保重点事業 (1)～(2) (略) (3)事業内容 ア 基本事業 <u>(ア)福祉に関する啓発活動の実施</u> 福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福	<u>施策等に関する研修等、実習施設の実情に応じたテーマを選定し実施する。</u> <u>また、定期的に意見交換や実習指導者連絡会議等を実施し、実習施設間の連携に努める。</u> イ <u>事例報告会等の参加に要する交通費又は参加に伴う代替職員に係る経費など、単に事業者負担を軽減するような経費は国庫補助の対象とならない。</u> ウ <u>本事業は、平成21年度から平成23年度までの3年間の要求であるため、積極的かつ計画的に実施すること。</u> (別添5) 福祉人材確保重点事業実施要領 1 都道府県福祉人材確保センターが行う福祉人材確保重点事業 (1)～(2) (略) (3)事業内容 ア 基本事業 <u>(ア)福祉人材無料職業紹介事業の実施</u> <u>福祉分野において労働者を雇用しようとする求</u>
--	--

(改正後)

(現行)

<u>祉を目的とする事業への就労を促進するための啓 発・広報を行う。</u> (イ) <u>社会福祉事業従事者の確保に関する調査研 究の実 施</u> <u>都道府県内の社会福祉事業の人材確保の現状と今 後の動向についての情報収集及び調査研究を行う。</u>	<u>人者と就業しようとする求職者の申し込みを受け、 両者間の雇用関係を成立させるため無料であっせ んを行う。</u> <u>なお、福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象 機関等については、「都道府県福祉人材センター等 で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」(平成 18年2月17日社援発第0217001号本職 通知)に留意すること。</u> (イ) <u>社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明 会、講習会等の実施</u> a <u>社会福祉施設関係者等の参加も求め、就職説明 会等を実施し、求職者等に対し福祉に関する事業 の概要、求人内容等を説明する。また、求職者が 社会福祉施設等を訪問する機会を設定する。</u> b <u>社会福祉事業経験者再就労講習会等の実施</u> <u>社会福祉施設等での就労経験のある者であっ て、再就労の意欲のある者に対して広く呼びか け、必要な福祉に関する新しい知識・技術の修得 のための講習会等を実施する。</u> c <u>福祉講座の開催及び援助等</u> <u>市町村社協等と協力し、住民のニーズに即した 知識・技術や、福祉の仕事に関する講座を開催す るとともに、各種研修会等の企画や講師の紹介等</u>
---	--

(改正後)

(現行)

<u>(ウ) 福祉人材確保相談援助の実施</u> 社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。 <u>(エ) 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施</u> 社会福祉事業従事者に対し、必要な知識及び専門技術等に関する研修の企画及び実施を行う。 <u>(オ) 社会福祉事業従事者の確保に関する説明会、講習会等の実施</u> 社会福祉事業に従事しようとする者等に対し、就職説明会や講習会、福祉講座等を実施する。 <u>(カ) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施</u> 福祉分野において労働者を雇用しようとする求人と就業しようとする求職者の申し込みを受け、両者間の雇用関係を成立させるため無料であっせんや求人情報の提供等を行う。 なお、福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で	に関する援助を行う。 <u>(ウ) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施</u> 都道府県内の社会福祉事業の人材確保の現状と今後の動向についての情報収集及び調査研究を行う。 <u>(エ) 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施</u> 社会福祉事業従事者に対し、必要な知識及び専門技術等に関する研修の企画及び実施を行う。 <u>(オ) 福祉人材確保相談事業</u> 社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。 <u>(カ) 福祉に関する啓発・広報事業の推進</u> 福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。
---	--

(改正後)

(現行)

<u>行う無料職業紹介事業の取扱いについて」(平成18年2月17日社援発第0217001号本職通知)</u> <u>に留意すること。</u> (キ) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する<u>業務</u>の実施 イ 重点事業 基本事業に掲げる事業((カ)の福祉人材無料職業紹介事業を除く)のうち、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点実施期間に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。 (4) 留意事項 ア～エ (略) オ 職業安定法との関係 (ア) 福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法に基づく許可を受けなければならない。 (イ) (略) カ～キ (略)	(キ) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する<u>事業</u>の実施 イ 重点事業 基本事業の(イ)から(キ)までに掲げる事業のうち、<u>潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等</u>、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点実施期間に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。 (4) 留意事項 ア～エ (略) オ 職業安定法との関係 (ア) 福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法第33条に基づく許可を受けなければならない。 (イ) (略) カ～キ (略) (5) その他 (略)
--	--

(改正後)

(現行)

(5) その他 (略) 2 福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業 (1) ~ (2) (略) (3) 事業内容 ア 基本事業 <u>(ア) 福祉サービスに関する啓発活動の実施</u> <u>地域住民に対し、福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報を行う。</u> <u>(イ) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施</u> <u>福祉分野において労働者を雇用しようとする求人者と就業しようとする求職者の申し込みを受け、両者間の雇用関係を成立させるため無料であっせんや</u>	2 福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業 (1) ~ (2) (略) (3) 事業内容 ア 基本事業 <u>(ア) 福祉人材無料職業紹介事業の実施</u> <u>福祉分野において労働者を雇用しようとする求人者と就業しようとする求職者の申し込みを受け、両者間の雇用関係を成立させるため無料であっせんを行う。</u> <u>なお、福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」(平成18年2月17日社援発第0217001号本職通知)に留意すること。</u> <u>(イ) 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進</u> <u>地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。</u>
--	--

(改正後)

(現行)

<u>求人情報の提供等を行う。</u> <u>なお、福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」(平成18年2月17日社援発第0217001号本職通知)に留意すること。</u> (ウ) (略) イ 重点事業 基本事業に掲げる事業((イ)の福祉人材無料職業紹介事業を除く)のうち、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点月間(仮称)に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。 (4) 留意事項 ア～ウ (略) エ 職業安定法との関係 (ア)福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定	(ウ) (略) イ 重点事業 基本事業に掲げる事業のうち、<u>潜在的マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、</u>それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事業、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点月間(仮称)に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。 (4) 留意事項 ア～ウ (略) エ 職業安定法との関係 (ア)福祉人材無料職業紹介事業の実施に当たっては、
--	---

(改正後)

(現行)

法に基づく許可を受けなければならない。 (イ) (略) オ (略) (別添5) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 (略) (別添6) <u>都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領</u> 1 目的 <u>介護職員等による喀痰吸引等がより安全に提供されるため、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業等を実施する。</u> 2 実施主体 <u>実施主体は、都道府県とする。ただし、喀痰吸引等の研修事業については、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。</u>	<u>職業安定法第33条に基づく、福祉人材無料職業紹介事業の許可を受けなければならない。</u> (イ) (略) オ (略) (別添6) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 (略)
--	---

3 対象者

(1) 第一号、第二号研修

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）を対象とする。

(2) 第三号研修

介護福祉士、障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設、介護保険施設等（医療機関を除く。）に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）や、特別支援学校の教員、保育士等、特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。

4 事業内容

(1) 介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業

ア 第一号、第二号研修事業

特別養護老人ホーム等施設及び居宅において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働

(改正後)

(現行)

省令第126号)の別表第一、第二に規定する基本研修(講義、演習)及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。

イ 第三号研修事業

障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号)の別表第三に規定する基本研修(講義、演習)及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。

(2) その他の事業

ア 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

喀痰吸引等の研修事業を効果的に実施するために、各都道府県において研修実施委員会を設置、運

(改正後)

(現行)

営する。 委員会では研修機関の確保も含めた平成
24年度の研修実施計画を策定する他、研修指導者
の選定や研修で用いる教材の選定等を行う。

イ 指導者育成事業

介護職員に対するたんの吸引等の研修において
指導にあたる者に対して、国の指導者講習を受講し
た者による事前の講習会（伝達講習）を実施する。

ウ その他

都道府県喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と
考えられる事業。

5 その他

(1) 別途定める研修実施要綱は、「社会福祉士及び介護
福祉士法の一部を改正する法律の施行について（平
成23年11月11日社援発1111第1号厚生労
働省社会・援護局長通知）に基づく喀痰吸引等研修
実施要綱とする。

(2) 経理については、「4 事業内容」に掲げる区分(ア、
イ等の最小事業単位)ごとに管理するものとする。

(改正後)

(現行)

<u>(3) 本事業終了後は、交付に係る報告書その他、別途定める様式に従って研修修了者数等について報告を行うこと。</u> (別添 7) (略) (別添 8) 社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領 1 目的 社会福祉法人の会計処理については、様々なルールが併存していたことを踏まえ、会計処理基準を一元化し、経営実態をより正確に反映するために、新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」という。）<u>が制定されたこと</u>に伴い、新会計基準の適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させることを目的とする。 2 ～ 5 (略) (別添 9) ～ (別添 1 0) (略) (別添 1 1) 日常生活自立支援事業実施要領	(別添 7) (略) (別添 8) 社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領 1 目的 社会福祉法人の会計処理については、様々なルールが併存していたことを踏まえ、会計処理基準を一元化し、経営実態をより正確に反映するために、新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」という。）<u>を制定すること</u>に伴い、新会計基準の適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させることを目的とする。 2 ～ 5 (略) (別添 9) ～ (別添 1 0) (略) (別添 1 1) 日常生活自立支援事業実施要領
--	--

(改正後)

(現行)

1 (略) 2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>NPO法人</u> (6) (略) 3～5 (略) 4 事業の実施内容 (1)～(2) (略) (3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発 実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する<u>NPO法人</u>、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。 5 (略)	1 (略) 2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</u> (6) (略) 3 (略) 4 事業の実施内容 (1)～(2) (略) (3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発 実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する<u>特定非営利活動法人</u>、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。 5 (略)
--	---

(改正後)

(現行)

(別添 1 3) 地域福祉等推進特別支援事業実施要領 1 (略) 2 事業内容 (1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業 ア 小地域福祉活動推進事業 (ア) 実施主体 実施主体は、市区町村(指定都市及び中核市を除く。)社会福祉法人、<u>NPO</u>法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 (イ)(略) イ 広域福祉活動推進事業 (ア) 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、社会福祉法人、<u>NPO</u>法人、公益法人、その他厚生労働	(別添 1 3) 地域福祉等推進特別支援事業実施要領 1 (略) 2 事業内容 (1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業 ア 小地域福祉活動推進事業 (ア) 実施主体 実施主体は、市区町村(指定都市及び中核市を除く。)社会福祉法人、<u>特定非営利活動</u>法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 (イ)(略) イ 広域福祉活動推進事業 (ア) 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、社会福祉法人、<u>特定非営利活動</u>法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、
---	--

(改正後)

(現行)

大臣が適当と認める団体とする。ただし、都道府県、指定都市、中核市は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 (イ)(略) ウ (略) (2) 地域福祉活動等を活性化する事業 ア 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組 (ア) 実施主体 実施主体は、市区町村(指定都市及び中核市を含む。)とする。 ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる<u>社協</u>等に事業の全部又は一部を委託することができる。 (イ)(略) (ウ) 専任担当者の資格について 専任担当者は、原則として社会福祉士とする。	都道府県、指定都市、中核市は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。 (イ)(略) ウ (略) (2) 地域福祉活動等を活性化する事業 ア 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組 (ア) 実施主体 実施主体は、市区町村(指定都市及び中核市を含む。)とする。 ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる<u>社会福祉協議会</u>等に事業の全部又は一部を委託することができる。 (イ)(略) (ウ) 専任担当者の資格について 専任担当者は、原則として社会福祉士とする。 ただし、これに準ずる者として、市区町村<u>社会福祉</u>
--	--

(改正後)

(現行)

ただし、これに準ずる者として、市区町村社協の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者をあてることができる。

イ 生活不安定者に対する自立支援の取組
(ア)～(イ) (略)

(ウ) 自立支援相談員の資格について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、市区町村社協の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者をあてることができる。

(3) 地域人材活用支援事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託

協議会の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者をあてることができる。

イ 生活不安定者に対する自立支援の取組
(ア)～(イ) (略)

(ウ) 自立支援相談員の資格について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、市区町村社会福祉協議会の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者をあてることができる。

<u>することができる。</u> <u>イ 実施内容</u> <u>(ア) 地域の人材登録</u> <u>地域で社会貢献活動を行う意欲のある定年退職者等の潜在的な人材を発掘するため、広報活動や関係団体への依頼等を行い、貢献活動を希望する者(以下「貢献活動希望者」という。)の氏名、資格、職歴、特技、希望する支援活動や活動地域等のデータの登録を行い、支援者リストを作成する。</u> <u>(イ) 利用者の登録</u> <u>事業の趣旨を住民に周知し、貢献活動希望者による支援を希望する者を登録し、利用者リストを作成する。</u> <u>(ウ) コーディネーターの配置</u> <u>貢献活動希望者を支援活動に結びつけるコーディネーターを配置し、貢献活動希望者の派遣調整等を行う。</u> <u>(エ) コーディネーターの養成</u> <u>研修等の実施によりコーディネーターの養成を行う。</u> <u>ウ 留意事項</u>	
---	--

(改正後)

(現行)

<u>(ア)事業を実施するに当たっては、都道府県と市区町村において役割分担等の調整を行うこと。</u> <u>(イ)コーディネーターは、地域で福祉活動を行っている者等、地域の実情を把握している者とする。</u> <u>(ウ)貢献活動希望者には、研修や資料の配付等を行い、円滑な支援が可能となるよう配慮すること。</u> <u>(エ)支援内容に応じ、貢献活動希望者への実費等の支給や利用者からの利用料の徴収を行うことは差し支えない。</u> (別添 1 4) 安心生活創造事業実施要領 1 ~ 3 (略) 4 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)(略) (2)基本事業を推進するための取組 ア~ウ (略) <u>エ これまで本事業に取り組んできた地域福祉推進市町村による先駆的取組の普及への協力</u>	(別添 1 4) 安心生活創造事業実施要領 1 ~ 3 (略) 4 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)(略) (2)基本事業を推進するための取組 ア~ウ (略) 5 (略)
--	---

(改正後)

(現行)

5 (略) (別添15) (略) (別添16) 地域生活定着促進事業実施要領 1 目的 本事業は、<u>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。)退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター(以下「センター」という。)」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。</u> 2 実施主体(略) 3 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。	(別添15) (略) (別添16) 地域生活定着支援事業実施要領 1 目的 本事業は、<u>高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。)退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター(以下「センター」という。)を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。</u> 2 実施主体(略) 3 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) センターの設置
---	--

(改正後)

(現行)

(1) センターの設置 ア 設置か所数 センターは、<u>保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各 1 か所とする。</u> イ 名称 (略) (2) センターの事業内容 センターは、<u>矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。</u> なお、<u>事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」(平成 2 1 年 5 月 2 7 日社援総発第 0 5 2 7 0 0 1 号)に十分留意されたい。</u> ア <u>矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務</u> イ <u>矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務</u>	ア 設置か所数 センターは、<u>保護観察所、矯正施設所在地を配慮し、原則として都道府県に各 1 か所とする。</u> イ 名称 (略) (2) センターの事業内容 センターは、<u>各都道府県の保護観察所と連携して、退所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、矯正施設所在地において果たす役割と、退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の 2 つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。</u> ア <u>保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に矯正施設内で対象者と面接し、退所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。</u> イ <u>帰住予定地が対象者の矯正施設と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等 () の申請の事前準備を支援するとともに、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など退所後の受入先を探す。</u> なお、<u>他の都道府県のセンターから当該都道府県</u>
--	---

(改正後)

(現行)

<u>ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての 相談支援業務</u> <u>エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務</u> <u>センター、保護観察所、受入先となる関係機関等 による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退 所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携 が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が 継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適 切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を 実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努め る。</u> <u>オ 情報発信業務</u> <u>センターは、本事業について、地域住民の理解が得 られるよう普及啓発に努める。</u>	<u>内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合 も同様とする。</u> <u>ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の 都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。</u> <u>エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所した 後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにする ための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画） を作成し、保護観察所に提出する。</u> <u>オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等 による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所 後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が 確保できるよう努める。</u> <u>カ 情報発信</u> <u>センターは、本事業について、地域住民の理解が得 られるよう普及啓発に努める。</u> <u>() 主な福祉サービス等</u> <u>〔高齢者〕</u> <u>老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療</u>
--	---

(改正後)

(現行)

(3) 実施体制 ア 職員の配置 センターの職員は<u>6</u>名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。 イ センターの開所日(略) 4 対象者 (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。 (2) <u>その他</u>、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。 5 実施上の留意事項(略)	<u>保険制度等</u> <u>〔障害者〕</u> <u>障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等</u> (3) 実施体制 ア 職員の配置 センターの職員は<u>4</u>名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。 イ センターの開所日(略) 4 対象者 (1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者。 (2) <u>入所中にセンターが相談に応じた矯正施設退所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。</u> 5 実施上の留意事項(略)
--	---

(改正後)

(現行)

(別添 17) 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領 第1 目的 本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者(以下「ホームレス等」という。)あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者(ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。)に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業をNPO法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。 また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。	(別添 17) 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領 第1 目的 本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者(以下「ホームレス等」という。)あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者(ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。)に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を<u>特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し</u>、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。 また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。 第2 実施主体
--	--

(改正後)

(現行)

第2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、NPO法人、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。

また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、NPO法人等に委託して実施することができる。

なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。

第3 事業

- 1 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業
- (1) ホームレス総合相談推進事業

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。

また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。

なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。

第3 事業

- 1 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業
- (1) ホームレス総合相談推進事業
- ア～ウ （略）

(改正後)

(現行)

ア～ウ (略) エ 実施上の留意事項 (ア)～(ウ) (略) (エ) 関係者・関係機関との連携・協力 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、社協、社会福祉士会、<u>NPO</u>法人、ボランティア団体等の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めること。 (オ)(略) (2) ホームレス自立支援事業 ア～オ (略) カ 実施上の留意事項 (ア)～(オ) (略) (カ) 地域社会との連携 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、<u>NPO</u>法人、民間支援団体等との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。	エ 実施上の留意事項 (ア)～(ウ) (略) (エ) 関係者・関係機関との連携・協力 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、社協、社会福祉士会、<u>特定非営利活動法人</u>、ボランティア団体等の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めること。 (オ)(略) (2) ホームレス自立支援事業 ア～オ (略) カ 実施上の留意事項 (ア)～(オ) (略) (カ) 地域社会との連携 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、<u>特定非営利活動法人</u>、民間支援団体等との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。
--	---

(改正後)

(現行)

(キ)～(ケ) (略) (3)(略) (4) ホームレス能力活用推進事業 ア (略) イ 実施上の留意事項 (ア) 関係者・関係機関との連携 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター及びシェルターと十分な連携を図るとともに、<u>NPO</u>法人、民間支援団体、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。 (イ)(略) (5)(略) 2 地域コミュニティ復興支援事業 (1) 事業内容 本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ	(キ)～(ケ) (略) (3)(略) (4) ホームレス能力活用推進事業 ア (略) イ 実施上の留意事項 (ア) 関係者・関係機関との連携 本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター及びシェルターと十分な連携を図るとともに、<u>特定非営利活動法人</u>、民間支援団体、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。 (イ)(略) (5)(略) 2 地域コミュニティ復興支援事業 (1) 事業内容 本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ一体的に実施するものとする。
--	--

(改正後)

(現行)

て一体的に実施するものとする。 ただし、ウの事業は必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。 ア～イ (略) ウ 関係者間の総合調整を行う事業 本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。 (ア) 行政、<u>社協</u>、社会福祉法人又はNPO法人等の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。 (イ)～(ウ) (略) エ (略) (2) (略) (3) 実施上の留意事項 ア 関係者・関係機関等との連携・協力 本事業の実施に当たっては、<u>社協</u>、民生委員・児童委員、ボランティア団体、各職能団体、関係相談機関、民間企業等と十分な連携・協力を行うことにより効果	ただし、ウの事業は必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。 ア～イ (略) ウ 関係者間の総合調整を行う事業 本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。 (ア) 行政、<u>社会福祉協議会</u>、社会福祉法人又は<u>特定非営利活動法人</u>等の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。 (イ)～(ウ) (略) エ (略) (2) (略) (3) 実施上の留意事項 ア 関係者・関係機関等との連携・協力 本事業の実施に当たっては、<u>社会福祉協議会</u>、民生委員・児童委員、ボランティア団体、各職能団体、関係相談機関、民間企業等と十分な連携・協力を行うことにより効果的な事業の実施に努めること。
--	--

(改正後)

(現行)

的な事業の実施に努めること。 イ～ウ (略) (別添 1 8) ～ (別添 2 2) (略)	イ～ウ (略) (別添 1 8) ～ (別添 2 2) (略)
--	---